

イラストで学ぶ冷凍空調入門 改訂版(2017.4.7) 正誤表 (2019.3.1)

次のとおり、高圧ガス保安法令が改正されましたので、該当箇所をご修正ください。

訂正箇所	正	誤																																								
P68 上から2行目	冷凍設備を設置しようとする者は、都道府県知事又は指定都市の長(以下「 <u>都道府県知事等</u> 」)と称する)に、許可申請～	冷凍設備を設置しようとする者は、都道府県知事に、許可申請～																																								
P68 上から7行目	<u>二酸化炭素</u> 、フルオロカーボン(不活性の冷媒ガス)冷凍設備の場合	フルオロカーボン(不活性の冷媒ガス)冷凍設備の場合																																								
P68 下から4行目	<u>二酸化炭素</u> 及び不活性の冷媒ガスを使用するフルオロカーボン冷凍設備～	不活性の冷媒ガスを使用するフルオロカーボン冷凍設備～																																								
P68 下から1行目	制対象がゆるくなっていますが、 <u>二酸化炭素</u> や不活性の冷媒ガス～	制対象がゆるくなっていますが、不活性の冷媒ガス～																																								
P71 「定数(C)」の表の 最下行	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">冷媒ガスの種類</th> <th colspan="2">Cの値</th> </tr> <tr> <th>圧縮機の気筒1個の体積5,000m³以下</th> <th>同左5,000m³を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>8.4</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>フルオロカーボン22</td> <td>8.5</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>〃 134a</td> <td>14.4</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td><u>二酸化炭素</u></td> <td><u>1.8</u></td> <td><u>1.7</u></td> </tr> <tr> <td>フルオロカーボン13</td> <td>4.4</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>	冷媒ガスの種類	Cの値		圧縮機の気筒1個の体積5,000m ³ 以下	同左5,000m ³ を超えるもの	アンモニア	8.4	7.9	フルオロカーボン22	8.5	7.9	〃 134a	14.4	13.5	<u>二酸化炭素</u>	<u>1.8</u>	<u>1.7</u>	フルオロカーボン13	4.4	4.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">冷媒ガスの種類</th> <th colspan="2">Cの値</th> </tr> <tr> <th>圧縮機の気筒1個の体積5,000m³以下</th> <th>同左5,000m³を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>8.4</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>フルオロカーボン22</td> <td>8.5</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>〃 134a</td> <td>14.4</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>〃 500</td> <td>12.0</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>〃 502</td> <td>8.4</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	冷媒ガスの種類	Cの値		圧縮機の気筒1個の体積5,000m ³ 以下	同左5,000m ³ を超えるもの	アンモニア	8.4	7.9	フルオロカーボン22	8.5	7.9	〃 134a	14.4	13.5	〃 500	12.0	11.3	〃 502	8.4	7.9
冷媒ガスの種類	Cの値																																									
	圧縮機の気筒1個の体積5,000m ³ 以下	同左5,000m ³ を超えるもの																																								
アンモニア	8.4	7.9																																								
フルオロカーボン22	8.5	7.9																																								
〃 134a	14.4	13.5																																								
<u>二酸化炭素</u>	<u>1.8</u>	<u>1.7</u>																																								
フルオロカーボン13	4.4	4.2																																								
冷媒ガスの種類	Cの値																																									
	圧縮機の気筒1個の体積5,000m ³ 以下	同左5,000m ³ を超えるもの																																								
アンモニア	8.4	7.9																																								
フルオロカーボン22	8.5	7.9																																								
〃 134a	14.4	13.5																																								
〃 500	12.0	11.3																																								
〃 502	8.4	7.9																																								
P73 上から3行目	を設置し使用する場合は、都道府県知事等の許可が～	を設置し使用する場合は、都道府県知事の許可が～																																								
P73 上から7行目	な図面類を添付して、設置する場所を管轄する都道府県知事等に～	な図面類を添付して、設置する場所を管轄する都道府県知事に～																																								
P73 様式第1(第3条関係) 下から3行目	殿	<u>都道府県知事</u> 殿																																								
P74 上から1行目	なお、申請者から申請書が提出されますと、都道府県知事等は、～	なお、申請者から申請書が提出されますと、都道府県知事は、～																																								
P75 様式第2(第4条関係) 下から5行目	殿	<u>都道府県知事</u> 殿																																								
P75 下から2行目	この届出をし、基準に適合していると認められ都道府県知事等に届出～	この届出をし、基準に適合していると認められ都道府県知事に届出～																																								
P83 下から5行目	は冷凍能力5トン以上20トン未満の <u>二酸化炭素</u> 及び不活性の冷媒ガス～	は冷凍能力5トン以上20トン未満の不活性の冷媒ガス～																																								
P86 上から4行目	スの種類を変更しようとする場合には、都道府県知事等の許可～	スの種類を変更しようとする場合には、都道府県知事の許可～																																								

P90 上から 8 行目	設置許可後(初回)の完成検査は、都道府県知事等、高圧ガス保安～	設置許可後(初回)の完成検査は、都道府県知事、高圧ガス保安～
P90 上から 12 行目	事等、高圧ガス保安協会及び指定完成検査機関～	事、高圧ガス保安協会及び指定完成検査機関～
P90 下から 10 行目	りですが、この製造を開始した場合には、その旨を都道府県知事等～	りですが、この製造を開始した場合には、その旨を都道府県知事～
P92 上から 9 行目	事等への届出が義務づけられているのです。	事への届出が義務づけられているのです。
P93 下から 1 行目	知事等へ変更届出が必要ですので、～	知事へ変更届出が必要ですので、～
P95 上から 4 行目	知事等への届出の必要はありません。	知事への届出の必要はありません。
P96 下から 5 行目	本来保安検査は、都道府県知事等が行う検査ですが、～	本来保安検査は、都道府県知事が行う検査ですが、～
P96 下から 1 行目	その旨を、都道府県知事等に報告～	その旨を、都道府県知事に報告～
P104 上から 1 行目	なお、冷凍保安責任者を選任(解任)したときは、都道府県知事等～	なお、冷凍保安責任者を選任(解任)したときは、都道府県知事～
P104 下から 1 行目	県知事等に届け出る必要があります。	県知事に届け出る必要があります。
P108 下から 8 行目	そこで、1 日の冷凍能力が3トン以上(二酸化炭素及び不活性のフルオロカーボン～	そこで、1 日の冷凍能力が3トン以上(不活性のフルオロカーボン～

今回の改正は、主に、
高圧ガス保安法の事務の一部が
県から指定都市へ
「権限が委譲」されたことによるものです